

## 桶川市体育施設管理規則別表（第8条関係）

（平成3教委規則5・平成17教委規則7・平成27教委規則2・一部改正）

施設名	区分		利用単位	利用料金（円） （1回につき）
桶川サ ン・アリ ーナ	電光得点表示盤	メインアリーナ	一対	1,000
		柔道場	1台	1,000
		剣道場	1台	1,000
		弓道場	1台	1,000
	放送設備	固定式	1式	1,000
		移動式	1式	500
	体力測定記録用紙		1枚	100
	ビデオプロジェクター		1式	1,000
	温水シャワー		1回	100
フローアシート		1枚	100	